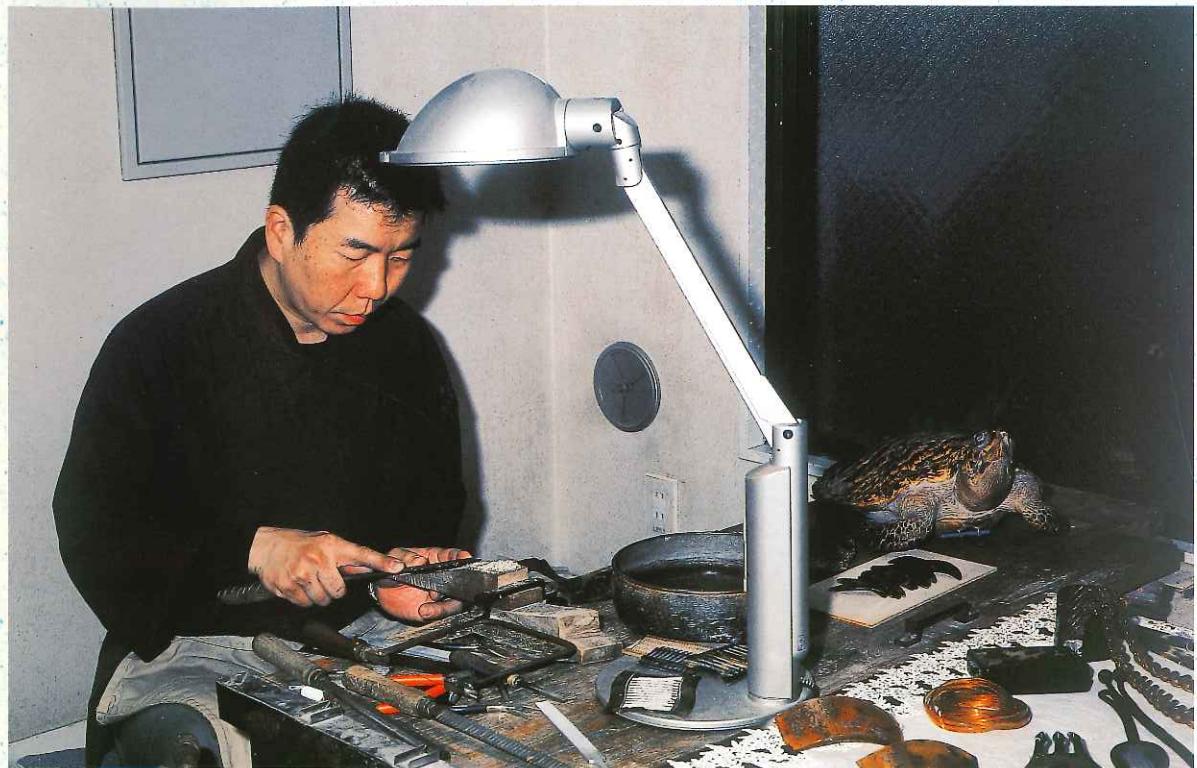




第 249 号



- 就任挨拶 東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課長 志村 公久
東京都環境局廃棄物対策部不法投棄対策担当課長 池田 裕治
- アースデイ東京2011 活動報告
- 東日本大震災復興を東京産業廃棄物協会は支援します
- 第46回関東地域協議会で環境省の廣木課長が東日本大震災への対応策について講演



社団法人東京産業廃棄物協会

有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。

陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。

リサイクルポート 第2バース 第1バース 若洲工場

2009~11年度 収集運搬業 (積替え保管を除く)
産廃エキスパート 認定番号1-09-A0012

2009~11年度 中間処理業
産廃エキスパート ありあけこうぎょう 検索
認定番号1-09-C0012 http://www.aknet.co.jp/

有明興業株式会社
ARIAKE KOUGYO CO., LTD.
〒138-0083 東京都江東区若洲2-8-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919 EC04J0994

TAKATOSHI

次世代に贈る未来のために…

高精度選別再資源化システムによる
リサイクル率90%以上を達成

- ISO14001 (認証取得: 1999年5月)
- OHSAS18001 (認証取得: 2003年10月)
- GPS・デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーによる車両運行管理
- 電子マニフェストシステムへの積極的対応
- 整備されたコンプライアンス体制
- 徹底した情報公開

安心
迅速
確実
安全

高俊興業株式会社 詳しくはWebへ <http://www.takatoshi.co.jp>

本社 〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号 TEL.03-3389-8111(代) FAX.03-3228-0842
市川エコ・プラント (高精度選別再資源化工場)
〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325-62 TEL.047-395-1878 FAX.047-399-5362
東京臨海エコ・プラント (高精度選別再資源化工場)
〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号 TEL.03-5755-8011 FAX.03-5755-8010
技術開発研究所 〒135-0064 東京都江東区青海三丁目地先 環境局 中防庁舎内

くじょうさんぱい

[就任挨拶]

産業廃棄物の3R・適正処理の促進に向けて

東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課長 志村 公久

不法投棄対策の取組みについて

東京都環境局廃棄物対策部不法投棄対策担当課長 池田 裕治

アースデイ東京2011 活動報告

～青年部と女性部が共同で復興支援活動～

「東日本大震災復興を東京産業廃棄物協会は支援します」

復興支援チャリティーTシャツとエコマグカップの販売

環境省・廣木課長が「東北太平洋沖地震への対応策等について」の講演

第46回関東地域協議会で石井会長留任と副会長に城田、松澤両氏

[地域温暖化対策]

 Chernobyl and Fukushima to Learn (Energy Selection)**平成23年度認定講習会(処理業許可・特管責任者)日程表**

-平成23年4月～平成24年3月- *関東地域

産廃相談 ア・ラ・カルト ⑯

つぶやき 真面目に生きている住民を裏切るな

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part57

委員会報告 (医療廃棄物委員会、青年部)

会員情報 (代表者・名称・住所等変更のお知らせ)

新入会員紹介

協会の主な今後の日程

よろず相談 (税務・東北地方太平洋沖地震に関する税務)

お江戸ぶらぶら歩き

事務局だより・編集後記

表紙の言葉

2

3

4

7

8

17

18

20

22

23

24

25

26

26

27

30

32

29

就任挨拶

産業廃棄物の3R・適正処理の促進に向けて

東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課長 志村 公久



4月1日付で産業廃棄物対策課長に就任いたしました志村でございます。

このたびの東日本大震災により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げるとともに、皆様の安全と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

都は、日本の歴史の上でも類を見ない甚大な被害となった被災地の復興支援と同時に、発電所の被災による電力供給不足などが都民生活や経済活動に及ぼす影響への対応に全力で取り組んでいるところです。また、本年4月には、排出事業者の処理責任の強化・徹底を含む大幅に改正された廃棄物処理法が施行されました。こうした時期に、産業廃棄物行政に携わることとなり、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

現在、都では、本年1月の東京都廃棄物審議会の答申を受け、平成23年度からの5ヶ年計画となる廃棄物処理計画を策定中です。この計画に基づき、温室効果ガスの削減に向け排出量を総合的に把握する考え方・手法の構築や、一般廃棄物処理・産業廃棄物処理・リサイクルといった「静脈側」と、素材・製品等の生産や販売、建築物の建設など「動脈側」の取組みを促す有効な施策を立案していきたいと考えております。

平成21年度には、健全な廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展を促すための仕組みの一つとして、優良な取組みを行う処理業者を第三者機

関が評価・認定する制度を開始し、東京のみならず、他県の方々も含め、259社もの事業者の方々が認定を受けられています。貴協会には、本制度の検討段階から貴重な御意見を戴くとともに、制度の普及に向け多大なるご尽力を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

本制度の認定を受けた処理業者については、認定ロゴマークの使用を認めるとともに、業者名を都のホームページなどで積極的に紹介しているところですが、今後も、更なる周知を図り、「東京発の評価制度」として、充実させてまいりたいと考えています。

また、廃棄物処理法の改正に伴う排出事業者責任の強化を踏まえ、3R施策を促進するとともに、産業廃棄物の適正処理に向けて、有害廃棄物の分別、安全管理、保管の徹底や適正処理の履行確認を指導してまいります。さらに、不法投棄の防止に向けて、引き続き解体工事現場などに対する指導を徹底するとともに、悪質な事例については、行政処分等の厳正な対応をしてまいります。

都がこれらの諸施策を実施する上で、貴協会の御理解・御協力は不可欠であります。今後とも密接な連携を図りながら、産業廃棄物の適正な処理を徹底するとともに、3Rを促進し、生活環境の保全・向上に努めてまいりたいと思いますので、引き続き御協力戴きますようお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

就任挨拶

不法投棄対策の取組みについて

東京都環境局廃棄物対策部不法投棄対策担当課長 池田 裕治



4月1日付で廃棄物対策部不法投棄対策担当課長に就任しました池田でございます。貴重な紙面をお借りしてご挨拶を申し上げます。

廃棄物行政に携わるのは5年ぶりとなり、廃棄物行政の変化の大きさに驚きを隠せません。担当する不法投棄対策においては、都内から排出された産廃が他県市へ不法投棄され、関係する県市と連携して解決を図ることはもとより、不適正処理の未然防止を第一に考え、発生場所である建物解体工事現場の立入検査(平成22年度の実績は1,319件)を重点的に取組んでいる状況にあります。特に今年度は法改正により、建設工事に伴い発生する廃棄物の処理については、その建設工事の元請負人が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有することや排出事業者の事業場外保管の事前届出制等が加わりましたので、法改正の内容がどの程度、現場に浸透しているのかを確認しながら、廃棄物の適正な処理につながる指導をしていきたいと考えています。

一方で、東京都から発生する産業

廃棄物の最終処分量は減少しているものの8割は都外で処理されております。また、全国の産業廃棄物の不法投棄等は件数及び量ともに減少しているものの、依然として、新たな

不法投棄が多くの地域で発生しています。このことから、東京都においては、他県市と連携した不法投棄対策の取組みが、非常に重要となります。東京都では、これまで「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム29)」において、関東甲信越等の県市と情報交換、取り締まりや調査、不法投棄現場の通報等、広域的な取組みを実施してきました。今後も他県市との連携をさらに強め、不法投棄撲滅に向けた効果的な取組みを実施していきます。

これらの諸施策の実施にあたっては、産業廃棄物処理に携わる皆様のご協力が欠かせません。

今後とも都の廃棄物行政に対してご協力を賜りますようお願い申し上げるとともに、貴協会並びに会員の皆様の益々のご発展を祈念いたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

アースデイ東京2011 活動報告

～青年部と女性部が共同で復興支援活動～

平成23年4月23日(土)、24日(日)の2日間、渋谷区代々木公園内に於いて「アースデイ東京2011」が開催されました。今年は青年部と女性部が共同で東日本大震災復興支援の義援金を募るブースを出展しました。青年部は昨年に引き続き2回目の出展となり、ご家族等関係者を含め両日あわせて延べ68名が参加、女性部からは20名が参加しブースの運営などにあたりました。

今回は青年部の皆さんとの共同活動という事もあり、いつもとは違った雰囲気を楽しみながら貴重な経験となりました。



ずらっと並んだ復興支援工コマグカップ

「チャリティーマグカップ」と「チャリティーティーシャツ」の販売を通して得られた金額のうち原価を除いた利益を、震災により大きな被害を受けた地域の産業廃棄物協会に役立てて頂くということになりました。

この「チャリティーマグカップ」は、ペットボトルの成型段階から発生する樹脂の端材を再利用した、エコなマグカップであると同時に、アースデイの会場においても、マイカップとして利用できる

ので大変便利です。アースデイの会場では、飲み物を購入する際は基本的にマイカップやマイ食器を持参し、持参していない場合は有償で借りることになっており、返却する際は簡単にきれいにする必要があります。当日も、早速このマグカップで一杯飲めます、という来場者もいらっしゃいました。

Tシャツは青年部からの提案で「ピンク」色。この桜色のTシャツを着た青年部と女性部の参加者でブースの周りは雨の中でも華やいでいました。Tシャツの表と、マグカップにはハートのロゴと「がんばろうニッポン！」の文字、Tシャツの後ろには手と手をつなぎハートマークと「きずな」の文字。そんなTシャツを着た私たち女性部と青年部の参加者からも「きずな」が生まれ、Tシャツを買って頂いた方々、そして、その方々の義援金が渡るであろう先にも「きずな」が広まっていくような願いが感じられる一方で、実際に多くの青年部・女性部の参加者もTシャツやマグカップを買っていたことからも「きずな」を実感しました。

残念ながら当日はほぼ一日中雨。私は個人的にほとんど毎年、開催期間のうち1日は来場していますが、いつも晴れの日に来場していたのか、まるでいつもとは異なる会場の人影の少なさに驚かされました。それでも来場した方々は大変熱心な方が多いように思われました。また、いつもアースデイの会場に来場すると、自分の普段接する機会が無いところで、多くの人々が地球のためにいろんな活動をしているということに感心しますが、今回の震災・津波という災害に続く、募

金やチャリティー活動、節電、ボランティア活動への関心の高まりによって、このような様々な活動が注目をあび、広がっていくようなきっかけになるような感じがしました。

そんな人々の希望を象徴するかのように、23日の閉幕間近、雨上がりの空には虹がかかっていました。

(株)市川環境エンジニアリング 高野友理記)

第2日目：平成23年4月24日（日）

二日目は初日とは打って変わって天気にも恵まれ、初夏の暑さの中全員が協力し合いブースの運営に参加しました。各団体や企業がそれぞれの特色を生かしたブースを出展し、環境や動物保護などを取り上げていました。今年は3月11日の大震災があったという事で義援金を募るブースや福島原発の周辺などの動物達の現状を知らせるブースなどもありました。

では、参加された女性部の皆様からの感想を紹介したいと思います。

「土曜日、ピンクのTシャツを着たまま帰ったのですが、途中で会った方がTシャツを購入してくれました。」(山下副部長)、「青年部とのコラボは新鮮な気持ちで一日を送る事が出来ました」(伏見さん)、「関心を持つ事、参加する事の大切さを改めて思いました」(大羽さん)、「色々な団体が様々な活動に取り組んでいるのを見るのも楽しいものです」(野村副部長)、「今世の中で何が起こっているのか、何が問題なのかを考えさせられるよい機会で意味のある事だと思いました」(渡邊さん)、など色々な感想がありました。

第1日目：平成23年4月23日（土）

あいにくの季節外れの冷たい雨と風の中、4月23日(土)、女性部として初めて「アースデイ東京」に参加しました。今回はもう一つ初の試みとして、青年部とのコラボレーションでの出展となりました。そんな初めての出展内容の検討を進める中、3月11日に東日本大震災が発生し、その影響により出展内容を大幅に変更することになりました。そして出展内容は

子供からお年寄り、日本の方から外国の方々沢山の関心の中アースデイに参加し、今何をするべきなのか、何が求められているのかを深く考えさせられる日でした。この様な機会を得て青年部との交

〈1日目〉



冷たい雨にも負けず！初のコラボ企画



パネルでアピール



来場者に趣旨説明

流が持てた事に新しい発見があったような気がします。その新しい発見を今後の活動に生かせたらいいなと思いました。

(株)ユーワ 温井貴子 記

〈2日目〉



晴天の日曜日 濱松青年部部長を囲んで



「ご協力ありがとうございます」



アースデイコンサートで

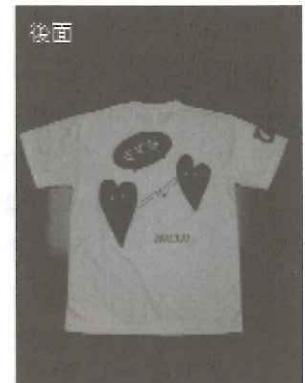
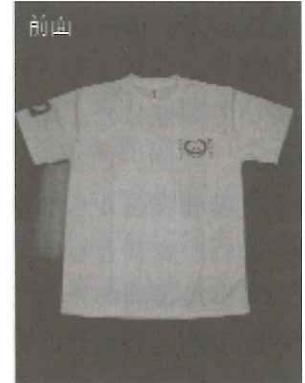
「東日本大震災復興を東京産業廃棄物協会は支援します」 復興支援チャリティーTシャツとエコマグカップの販売

義援金は、東北にある
産業廃棄物協会に
届けます。
我々と同じ



復興をサポートします。
社団法人東京産業廃棄物協会

復興支援チャリティーTシャツ
(吸汗性と速乾性に優れたスポーツ生地を採用 色：薄ピンク)



復興支援エコマグカップ
(ペットボトル精製端材等から作ったエコマグカップ)



私たち東京産業廃棄物協会は、
東日本大震災により甚大な被害を生じた東北地方の
災害廃棄物対策や環境保全など、私たちの得意とする
分野から支援を行っていきます。

- エコマグカップ1,000円（5個以上の注文でお願いしております。）
- Tシャツ2,000円にて販売しております。

※営業等の販促グッズとしてご使用頂く際は、協会ホームページにて (<http://www.tosankyo.or.jp/>) 広告チラシ、協会案内がダウンロード頂けますのでご利用ください。

※お申込みは同封の申込み用紙にてお願い致します。なお、締め切りは6月末を予定しております。

環境省・廣木課長が「東北太平洋沖地震への対応策等について」の講演 第46回関東地域協議会開き石井会長の留任と副会長に城田、松澤両氏

全国産業廃棄物連合会は、第46回関東地域協議会を平成23年4月15日(金)14時から東京都港区北青山の「青山ダイヤモンドホール」地下1階の「サファイアルーム」に於いて開催した。開会に先立ち東日本大震災により亡くなられた方々に対し黙祷を捧げた。今回、ご出席の廣木 雅史 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から「東北太平洋沖地震への対応策などについて」と題しての講演が行われ、資料として「東日本大震災における環境省の取組等についての資料を提示、災害地復興のための円滑な処理が不可欠として、岩手、宮城、福島3県への支援体制の整備の具体的方針などを示し、重ねて電力需給緊急対策本部の「夏期の電力需給対策の骨格(案)」も配布し、これらに沿って話を進められた。



石井会長

議事に入る前に、事務局より当月12時から開かれた会長会議において会長・副会長を互選の結果、会長に千葉県協会の石井会長、副会長に

群馬県協会の城田会長と埼玉県協会の松澤会長が就任(任期は2年間)したとの報告があった。

続いて石井関東地域協議会会长と片野全産廃連事務局長の挨拶があり、先ず、石井会長は大要次の通り挨拶した。

「挨拶に入る前に東日本大震災に被災された方々、また亡くなられた方々へのお見舞いと哀悼の意を申し上げるとともに早い復興を祈念したいと思います。また、岩手、宮城、福島の東北3県のほか、我々関東地域協議会の茨城県、千葉県にも大勢の死傷者が出て

おります。連合会と致しましても3月28日に緊急役員会を招集して災害対策本部を立ち上げ、私が本部長ということで早速その旨を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長と廣木課長に報告してきました。それから4月5日には正副会長会議を招集して災害対策本部の部員を選んで貰いました。そして神奈川県の西之宮理事長が連合会の災害対策委員長であることから今回設置の災害対策本部の副本部長に、また被災県の岩手、宮城、福島の各協会会长に入って頂き、後は各ブロックからと、私と仁井専務と合計15名で本部員を構成することにしました。この初会合は今月の26日に開くことにしております。

いずれにせよ災害廃棄物の撤去への協力は勿論のことですが、被災した処理業者への支援、そして被災住民の皆様への役立つ仕事に協力することにし

ております。これから時間がかかるうと思いますが、千葉県は被災県の直ぐ隣に位置しているので、一日も早いガレキの処理及び復興に協力したい気持ちでおりますので、よろしくご支援のほどお願いいたします。

このほか連合会は、4月1日に施行された法改正について関東地域協議会の主催で2月1日と3月2日によみうりホールで法の説明会を開きましたが、2回で合計1,170名の方々の参加を得ました。各県協会のご協力にこの場を借りてお礼申しあげます。4月1日に施行されたわけですが、行政とのタイアップによりまだ周知徹底を図るために幾つかの都県で開いていますが、早く内容を周知徹底していきたいと思います。まだ法が施行されて日が浅いわけですが、新しい制度を早く理解して仕事に取組んでいただきたいと思います。

また、この4月1日に当会は公益社団法人としてスタートしましたが、4月6日には神奈川協会が神奈川県公益認定審議会から公益社団法人の認定を受けたという朗報も入っております。

大震災によって世間は沈滞気味ですが、関東地域協議会が率先して“頑張れ日本”を合言葉として積極的に活動していきたいと思います。」など現状を含めて挨拶した。

続いて、4月1日付けで全産廃連の事務局長に就任の片野光裕氏は「当会の動向については石井会長がお話ししたとおりなので、私個人のことを少しお話しますが、私は新日鐵からこちらにお世話になりました。平成



片野事務局長

23年度のスタートは大変なことになりましたが、年度替りは普通でも転換期になっており、当会でも公益社団法人として発足したわけですが、世の中は世纪の転換期といえる大きな変革が予測されているわけです。

3月11日の地震と津波に加えて原子力問題が加わった事につきましては、私、入社は釜石製鉄所に配属されて、この町が30年前と比べて何も無い状態になってしまったたわけで、我ながら心が凍る思いをしたと感じております。私は銚子の海に船から放り込まれて水泳を覚えましたが、今住んでいる親戚も中々立ち直れないという現状を見ますと、全産廃連も極力調査を進めておりますが、まだ確りした模様は判りません。やはり被害が巨大すぎて、テレビでは狭いアングルで写すのでその範囲しか判りませんが、現地に行くと、とてつもない広さで想像を絶します。

がれきの撤去は進んでいるように思われますが、当方に入ってくる情報ではまだ主要道路周辺のみで、全体的に遺体の捜索もまだ進んでいないところもあり、緊急の場合のみが何とか進んでいる状態です。ようやく今週になって、がれきを撤去する“体作り”が始まったという情報が一部入った状態です。4月13日に宮城県で市町村、国などの関係機関及び県による災害廃棄物処理対策協議会が開かれ、昨日初めて

情報が入り始めた情況です。

これらについては、後ほど環境省の廣木課長からお話をあると思いますが、先ほど会長からも話しがありました。廃棄物処理に関してはまだ時間が掛かると思います。復興という重要課題があるので、廃棄物処理も復興を前提としたキチンとしたものにせねばならず、そのことに関しては我々のような業界の協力が不可欠と私自身は思っており、全産廃連として対象行政機関や国と緊密な連携を絶えず深め情報の入手を欠かさずに行っていきたいと思います。」と挨拶した。

会議は石井会長が議長となって議事に入り、平成22年度の事業報告・収支決算報告及び平成23年度事業計画案と収支予算案がいずれも事務局案を承認、このほか東日本大震災に関する情報交換、全産廃連に対する要望事項について



廣木課長

ての審議などが行われたが、この間、遅れて参加されたご来賓の環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長廣木 雅史 氏の挨拶と「東北太平洋沖地震への対応策等について」と題する講演が行われた。この中で廣木課長は、東日本大震災における環境省の取組について詳細な内容を示し、岩手、宮城、福島の各県別の対応を明らかにするとともに電力の緊急対策についても言及、更に参考資料として電力需給緊急対策本部が策定した「夏期の電力需給対策の骨格（案）」を提示されたので、いずれも貴重な指針となる内容なので、この内容を次のとおり、資料として添付した。

東日本大震災における環境省の取組等について

I 地震発生後の環境省の体制

- ・環境省緊急災害対策本部設置（3月11日15:30）
- ・環境省災害廃棄物対策特別本部設置（3月13日12:00）
- ・環境省現地災害対策本部設置（3月20日）

II 災害廃棄物等の処理状況

1. 環境省の取組

今回の震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量の損壊家屋等が発生。被災地復興のためには、この災害廃棄物の円滑な処理が必要不可欠であることから、以下のような取り組みを実施。

1) 今回の震災における災害廃棄物処理事業の特例

廃棄物処理法に基づき市町村が行う災害廃棄物の処理事業（県が市から事務委託を受ける場合を含む。）について、特例的措置として、補助率の嵩上げを実施するとともに、地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の100%について交付税措置。

2) 処理支援体制の整備

(ア) 「災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討会議」を設置

権高環境大臣政務官を座長とする「災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討会議」を設置し、関係省庁による連携・支援体制等を確保。

※内閣府被災者生活支援特別対策本部の下に設置し、関係省庁の担当部局長が参加

(イ) 3県（岩手、宮城、福島）において「県災害廃棄物処置対策協議会」を設立

環境省からの呼びかけにより、3県において、県、市町村、国の出先機関、関係業界団体等をメンバーとした、県災害廃棄物処置対策協議会が設立され、県レベルでの関係者の協力体制を確保。

(ウ) 各都市及び関係団体に対し、災害廃棄物の処理についての協力を要請

環境省より、各都市及び関係団体に対し、被災市町村の災害廃棄物の処理についての協力を要請。これに対し、各都市及び関係団体から協力が可能との回答があり、被災自治体でのし尿処理等について、協力が進められてきている。

(エ) 災害廃棄物の処理技術に関する支援

災害廃棄物の処理及び災害PCB廃棄物処理に関し、専門家による実務的・技術的な支援体制を整備。

3) 災害廃棄物処理に係る法令上の措置、マニュアル類の整備

(ア) 東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針

※損壊家屋等の撤去等について、法律的観点から指針をとりまとめ

(イ) 緊急的な海洋投入処分に関する措置（平成23年4月7日環境省告示第44号）

※宮城県の被災冷凍倉庫における水産物の海洋投入を可能とするもの

(ウ) 産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理する際に必要となる都道府県知事への事前届出について、届出期間の特例の創設（平成23年3月31日環境省令第6号）

(エ) その他、被災した家電リサイクル対象製品やパソコン、アスベストやPCB廃棄物等の有害廃棄物の扱い等について、各自治体に周知

2. 処理の進捗状況

1) 岩手県

(ア) 地元協議会

3月29日に、沿岸12市町村、国等関係機関及び県が集まり、災害廃棄物処理対策協議会を開催。

(イ) 仮置き場の設置状況

沿岸12市町村全てにおいて、合計71箇所の災害廃棄物の仮置き場を設置済み。

(ウ) 仮置き場への搬入状況

大船渡市、釜石市等では、被災自動車やがれき等の仮置き場への搬入が行われている状況。

2) 宮城県

(ア) 地元協議会

4月13日に、市町村、国等関係機関及び県による災害廃棄物処理対策協議会を開催。

(イ) 仮置き場の設置状況

24市町村において、合計65箇所の災害廃棄物の仮置き場を設置済み。県では、これらの仮置き場により、当面の災害廃棄物の搬入に対応可能と考えている。

(ウ) 仮置き場への搬入状況

仙台市等の一部の市町では、仮置き場への搬入が行われている状況。

3) 福島県

(ア) 地元協議会

3月31日に、被災市町村、国等関係機関及び県が集まり、災害廃棄物処理対策協議会を開催。

(イ) 仮置き場の設置状況

県下の21市町村において、合計112箇所の災害廃棄物の仮置き場を設置済み。

(ウ) 仮置き場への搬入状況

沿岸部の市町村のうち、いわき市、相馬市及び南相馬市においては、がれき等の仮置き場への搬入が行われている状況。内陸部においても、一部の町村でがれき等の搬入が行われている。

III 電力需給緊急対策について

- 東北電力、東京電力管内では、夏期に電力の需給ギャップが大きく拡大する見込み。
- 需給ギャップを解消し、計画停電を極力避けるため、供給面の対策を進める一方、各部門ごとに需要抑制の目標を設定。
- ・大口需要家（契約電力500kW以上）：ピーク期間・時間帯の最大使用電力25%程度抑制達成のための節電行動計画策定を求める。場合によっては電気事業法第27条に基づく受電制限規定発動の可能性も。
- ・小口需要家（契約電力500kW未満）：ピーク期間・時間帯の最大使用電力20%程度抑制達成のための自主的な節電行動計画の策定・公表を促す。
- ・家庭・個人：ピーク期間・時間帯の最大使用電力15～20%抑制を目標に、国民運動を積極的に展開。

夏期の電力需給対策の骨格（案）

平成23年4月8日
電力需給緊急対策本部

はじめに

未曾有の大震災により、東京・東北電力管内の供給力は大幅に減少。これによって生じた需給ギャップに対処するため、やむを得ない緊急措置として計画停電を実施。これまでのところ両電力管内の需要家の方の節電への取組もあり、「大規模停電」を回避。

しかし、今後、一旦は改善する見込みの需給は、夏に向けて再び悪化。これに対し、需給両面の抜本対策を講じなければ、計画停電とその下での弊害から脱却できない。このままでは、国民生活やとりわけ国の活力の源である産業活動が疲弊し、震災からの復興と日本経済の再出発は望めない。

このため、官民一体となった創意工夫によって、この難局から脱するべく、以下のような認識とそれを踏まえた対策をどう取り進めるかについて、両電力管内の国民各層や産業界の理解と収集を求める協力をお願いしたい。

1. 今夏の電力需給の見通し

(1) 東京電力の今夏の需給バランス

- ・東京電力の供給力は、震災直後に約3,100万kWまで低下した後、3月末には3,600万kW程度まで回復。今後、発電所の追加的な復旧及び定期検査からの復帰により供給力は徐々に増加。現時点では、需要のピークを迎える夏までには、4,500万kW前後の供給力を見込む。

(注) 揚水は、需給バランス悪化により、夜間の汲み上げが不十分になるおそれがあり、供給力に含まず。また、日々の供給力は、他社との融通や天候により変動がありうる。

- ・今夏のピーク時需要は、節電意識の浸透等により減少が見込まれるもの、現時点では、最大ピークとして約5,500万kWを想定。（昨年夏は、気温が著しく高かったこともあり、最大ピークは約6,000万kW）

- ・この先当分の間、計画停電が発動される可能性は低くなっているが、夏には需給ギャップは再び拡大。現時点での需給見通しでは、最大ピーク時に1,000万kW程度、昨年並みのピーク（約6,000万kW）を想定した場合には1,500万kW程度の供給不足の恐れ。

(2) 東北電力の今夏の需給バランス

- ・東北電力の供給力は、震災直後に約900万kWまで低下した後、3月末には1,100万kW程度まで回復。今後、長期計画停止火力の復帰を行い、現時点では、夏までに1,150万kW前後の供給力を見込む。

- ・今夏のピーク時需要は、震災の影響や節電意識の浸透等により減少が見込まれるもの、現時点では、1,300～1,380万kWを想定。（気温が著しく高かった昨年並みを想定すると、最大ピークは約1,480万kW）

- ・東北電力管内では、当面、計画停電が実際に発動される可能性は低いが、震災からの復興と冷房需要の増大等により、夏の需給ギャップが顕在化。現時点での需給見通しでは、最大ピーク時に、150～230万kW程度、昨年並みの猛暑を想定したピーク（約1,480万kW）の場合は約330万kWの供給力不足の恐れ。

2. 今夏の需給対策の基本的考え方

(1) 計画停電からの脱却とその狙い

- ・計画停電は、震災により大幅な需給ギャップが生じた中で、不測の大規模停電を生じさせないために、やむを得ない緊急措置として採用。
- ・国民・産業界の節電の取組もあり、需給バランスは改善。需給が緩和していく中で、今後とも節電への取組が維持・強化される前提で、計画停電の「実施が原則」の状態から、「不実施が原則」の状態へ移行する。これは、原則として常に通電されている状態への転換を意味する。
- ・一方、夏には、需給ギャップが大きく拡大。これに対して、計画停電の「不実施が原則」の状態を維持するため、供給力の積み増しに向けたあらゆる手段を講ずるとともに、事業活動のあり方やライフスタイルにも踏み込んだ抜本的な需要抑制対策を講ずることが必要。
- ・その際、予めピーク時間帯の使用最大電力(kW)抑制幅を示し、需要家が、操業時間のシフトや休暇の長期化・分散などに創意工夫をこらして計画的に取り組むことにより、消費者や、とりわけ国の活力の源であり、また復興の基盤でもある企業の生産・操業に極力支障のないような仕組みを考えることが肝要。
(注) 計画停電は、需給両面の対策で需給ギャップの解消ができなかった場合の、セーフティネットと位置付ける

(2) 対策が必要な需給ギャップの量

- ・東京・東北電力管内においては、現時点での需給見通しによれば、1,000万kW程度(東京)、150～230万kW程度(東北)の需給ギャップが存在。さらに、昨年並みの猛暑を想定した場合には、1,500万kW程度(東京)、330万kW程度(東北)のギャップとなる。
- ・したがって、現時点では、最大で、東京で1,500万kW程度、東北で330万kW程度のギャップを解消することを目標として、需給両面の対策を検討することとする。
- ・一方、需給ギャップの見通しは、今後の供給力の確保状況、需要見通しによって変化。したがって、需給見通しと必要対策量を隨時見直し、需要抑制による国民・経済活動への負担が過剰なものとならないよう適切に情報提供することとする。
(注) 特に需要見通しは、復興の状況、天候、節電意識等に左右され、今後の推移を見守る必要。
(注) 電気事業法に基づく報告徴収を東京・東北両電力会社に命令し、需給見通しを提出させることとする。

(3) 国民の参加

- ・供給側が一方的に需給ギャップを調整する計画停電に頼るのではなく、国民・産業界等すべての需要側が、一層の創意工夫を行うことで対処するという、国民参加の運動としていくことを目指す。

3. 供給面の対策

(1) 今夏に向けた短期的な対策

東京電力管内で500万kW程度、東北電力管内で50万kW程度の供給力の積み増しを目指す。

- ・火力発電所(共同火力を含む)の復旧・立ち上げ
被災状況を確認し、復旧可能性を追求

・緊急設置電源(ガスタービン等)の新設

系統余力の上限まであらゆる種類の緊急設置電源の導入を目指す。このため、今般の震災により失われた電気供給力を補うための火力発電設備の設置について、災害復旧事業として位置付けられたものは環境影響評価法の適用除外となることを確認するなど各種環境整備に努める。

・自家用発電設備(自家発)の活用

管内の自家発装備を対象に調査を実施し、新規の調達先を含めて電力による買取の確実化を図る一方で、自家発設置者に対し、売電を要請。

・揚水発電の活用

(2) 今夏以降に向けた対策

・火力発電所(共同火力、IPPを含む)の復旧・立ち上げ

今夏までに立ち上がらなかった火力について、被災状況を確認し、早期の復旧可能性を追求。

・火力発電所等の新設・増設

現在建設中の火力発電所の運転開始の前倒しを目指す。

・緊急設置電源(ガスタービン等)の新設

海外からも含めた据え置き型ガスタービンの更なる設置を追求。

・地域間連系線の増強

既設FCの増容量の早期実現と更なる増強提言の具現化を図る。また、更なる地域間連系線増強に関する中期的なマスターplanを策定。

・再生可能エネルギー(太陽光、風力、地熱等)の導入促進

・分散型電源の導入促進

・関連の研究技術開発の促進

4. 需要面の対策

- ・東京電力管内で、少なくとも1,000万kW以上、東北電力管内で280万kW以上の需要抑制を図ることを目標とする。(供給面の対策を併せ、需給ギャップを十分に解消できる量として想定。)

- ・大口需要家、小口需要家、家庭の部門毎に、抑制可能性も加味して需要抑制の目安となる目標を設定し、以下のとおり、4月末の成案とりまとめまでに、需要家が多様な措置の組み合わせ等によりこれを達成する方策を官民あげて検討し、最終的に目標数値を決定することとする。

- ・使用最大電力(kW)を抑制することを基本とする。

- ・抑制目標は、東京電力、東北電力管内にそれぞれの需給状況に応じて設定することとなるが、現時点では、両者において抑制するべき需要量が総需要量に占める割合はほぼ同じであり、共通の目標を設定することとする。

(1) 大口需要家(契約電力500kW以下)【25%程度抑制】

・個別の需要家（事業所）（注）はピーク期間・時間帯（例えば、7～9月（平日）の10時～21時）の最大使用電力を25%抑制するための具体的な取組と、営業時間の短縮・シフト、夏期休業の設定・延長・分散化等のライフスタイルの変革につながる取組について計画を策定し実施。

（注）需要家には政府及び地方公共団体を含む。以下同じ。

・需要抑制の実効性及び需要家間の公平性を担保するため、電気事業法第27条を活用。その際、事業活動の実態を勘定し、同業・異業の複数事業者が共同して需要抑制を行うことも可能とするスキームの導入を検討。

（2）小口需要家（契約電力500kW未満の事業者）【20%程度抑制】

・個別の需要家（事業所）は、ピーク期間・時間帯における最大使用電力の20%抑制に貢献するため、具体的目標を設定するとともに、空調・照明機器の節電、営業時間の短縮・シフト、夏期休業の設定・延長・分散化等をするための具体的取組について自主的な計画を策定し、公表。所管省庁は、計画の策定、公表を促す。

・政府は、目標達成のためにメニュー例（空調、照明、OA機器等の節電）を提示するなど、これを支援するとともに、計画を策定した需要家が節電行動を分かりやすく表示するよう促す。また、節電に積極的な需要家の取組を一覧できるサイトを立ち上げ、その取組を国民に広く示す。

・所管省庁・業界団体・自治体等を通じて個別の需要家の取組を強力に進めるとともに、適切な情報提供や巡回節電指導を行うことで、国民運動を展開。

（3）家庭・個人【15～20%程度抑制】

・節電に向けた気運を高め、家庭に対してもピーク期間・時間帯における最大使用電力の15～20%抑制を目標に、国民運動を積極的に展開。地方自治体、業界団体や学校とも幅広く連携。

→メディア、地方自治体、業界団体、学校等のあらゆるルートを通じ、家庭での節電意識の徹底を図る。

→「どのような行動をとればどの程度節電ができるのか」（といった分かりやすさに配慮しつつ、国民向けの対策メニュー例を提示。

・節電を促す制度手法についても検討。

・日々の電力需給データの「見える化」を徹底することで、消費者・事業者の節電意識を一層高める。既に電力会社及び省庁ホームページで掲示されているところ、テレビ放送・公共交通機関の画面表示等において掲示されるように働きかける。

5. 国民の収集の結集

・「節電」への社会的関心がかつてないほどの高まりを見せる中、例えばポータルサイトを活用して国民から「節電」のアイデアを広く募集するなど、積極的に国民の意見を募集し、国民運動につなげる。

6. 今後のスケジュール

・今後、本骨格（案）を踏まえ、電力需給緊急対策本部及び同幹事会において、需給対策の部門毎の対応のあり方、具体的な内容を検討。

・4月末目途で、電力需給緊急対策本部で、全体としての実効ある政策パッケージを取りまとめる。

みんなで使おう！
再生紙

地球温暖化対策

チェルノブイリとフクシマに学ぶこと (エネルギーの選択)

福島第一原発事故は、発生から2ヶ月以上経過してもなお、予断を許さぬ状況が続いている。日本政府は4月12日、「フクシマ」事故を、原子力開発史上最悪のチェルノブイリ原発事故と同じ、レベル7に引き上げた。これを受け、ドイツのメルケル首相が「できるだけ早く原発を廃止したい」と述べて自国のエネルギー政策の見直しを表明するなど、国際的にも波紋が広がっている。4月26日はチェルノブイリ原発事故から25年。爆発で崩壊した炉を封じ込めた「石棺」の老朽化による放射性物質の飛散があらたな脅威となっている。

ウクライナ（旧ソ連）の首都キエフで、4月19日から開催されたチェルノブイリ原発事故25周年の国際会議において潘基文国連事務総長は、「原発の事故に国境はない」と指摘、「原発は地震や津波、火災や洪水などすべてに耐えられるよう建設されなければならない」とし、原子力の平和利用と最大の安全性の確保について、「国際的な再考が必要だ」との考えを示した。これに先立ち、チェルノブイリ原発の安全確保を支援する国々が会合を開き、老朽化した石棺を覆うさらに大きなシェルターの建設などに、各国の追加拠出額が約650億円に上るとの見通しが出されており、原発事故の収束には永い年月と巨額の資金が必要であることを改めて浮き彫りにした。

今年1月、瀬戸内海の祝島（山口県上関町）で「祝島自然エネルギー100%プロジェクト」がスタートした。太陽光や風力などによる発電で、エネルギー自給率100%を目指すという国内初の試みだ。まずは島内の各家庭に太陽光パネルを順次設置し、島民が暮らすのに必要な量と同等の電力をカバー、10年後を目途に、バイオマスなども取り入れ、島全体のエネ

ルギー生産量が使用量を上回る「エネルギー自給率100%」状態を目指すという。実は、この島の対岸4kmの町内には原発建設計画があり、26年にわたって島民は反対運動を続けてきた。建設準備工事はすでに着工していたが、「フクシマ」事故をうけ中国電力は4月15日、工事の中止を発表した。

震災後の計画停電を経験し、いつのまにか身の回りに電化製品があふれ、いかに街が煌々と明るかったかに気づかされた。電力の需要が増えたから原発が必要なのか、それとも原発の電力があるから、電化が進んだのか。エネルギー自給率4%と言われる日本で、今後どのようなエネルギーを選択するのか、今、私たちは問われているのではないだろうか。

（吉本 記）

（参考）

IAEA 「NUCLEAR TECHNOLOGY REVIEW 2010」

映画「ミツバチの羽音と地球の回転」
2011年4月16日公開

「日本初、エネルギー自給自足めざす島」
週刊朝日2011年3月4日号

その他、読売新聞、毎日新聞など。

平成23年度 認定講習会（処理業許可・特管責任者）日程表 ※関東地域

－平成23年4月～平成24年3月－

平成23年度の「認定講習会（処理業許可・特管責任者）」の日程が発表になりました。

受講をご希望の方は当協会までご連絡ください。その際、会員の方は会員である旨をお申し出ください。

当協会のホームページより会場の空き状況等もご確認頂けます。

<http://www.tosankyo.or.jp/>

新規許可申請講習会 産業廃棄物

■ 収集・運搬課程

東京	5月19日～20日	埼玉	6月 1日～ 2日	神奈川	7月 5日～ 6日
	7月13日～14日		9月 7日～ 8日		12月 6日～ 7日
	9月 8日～ 9日		3月 7日～ 8日		3月 6日～ 7日
	11月17日～18日	千葉	6月21日～22日	栃木	6月28日～29日
	1月19日～20日		10月 5日～ 6日		2月21日～22日
	3月15日～16日		2月 1日～ 2日		山梨 10月12日～13日
	8月 4日～ 5日	茨城	6月14日～15日		
	2月 8日～ 9日		12月13日～14日		

■ 処分課程

神奈川	5月31日～ 6月 2日	茨城	8月 9日～11日	千葉	12月13日～15日
埼玉	2月21日～ 23日				

■ 処分課程に収集・運搬課程を追加して受講する場合

神奈川	5月31日～ 6月 3日	茨城	8月 9日～12日	千葉	12月13日～16日
埼玉	2月21日～ 24日				

新規許可申請講習会 特別管理産業廃棄物

■ 収集・運搬課程

東京	10月19日～21日	栃木	5月31日～ 6月2日	神奈川	8月 9日～11日
埼玉	2月 8日～10日				

■ 処分課程

千葉	7月 4日～ 7日
----	-----------

■ 処分課程に収集・運搬課程を追加して受講する場合

千葉	7月 4日～ 8日
----	-----------

更新許可講習会（産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 共通）

◆ 収集・運搬課程

東京	5月12日	埼玉	6月24日	神奈川	7月 7日
	6月 1日		10月13日		9月15日
	7月 5日		1月26日		12月 8日
	9月 1日		3月 9日		3月 8日
	11月11日		8月 9日		8月25日
	1月12日	千葉	11月 2日	群馬	11月17日
	7月26日		3月22日		2月10日
	10月 4日		6月 3日		
	2月 7日	栃木	9月 1日		
山梨	7月22日		2月23日		

◆ 処分課程（収集・運搬課程を追加して受講する事が出来ます）

東京	12月 8日～ 9日	千葉	5月17日～18日	栃木	8月30日～31日
神奈川	10月 4日～ 5日	山梨	11月16日～17日	埼玉	1月12日～13日
群馬	1月19日～20日				

特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

茨城	5月13日	栃木	6月16日	神奈川	7月 8日
	5月18日		7月27日		8月12日
	6月16日		10月 5日		9月16日
	6月17日		2月 8日		10月 6日
	7月 6日		6月30日		12月 9日
	7月15日		2月24日		2月21日
	9月 2日		6月 3日		3月 9日
東京	9月 7日	千葉	9月 9日	群馬	8月26日
	10月 6日		10月14日		10月18日
	10月 7日		12月 9日		山梨
	11月10日		1月27日		
	12月15日		4月22日		
	12月16日		6月23日		
	1月13日		8月10日		
2月16日	10月 7日				
2月17日	12月22日				
3月14日	3月23日				

産廃相談 ア・ラ・カルト⑯

質問相談 1

①相談者：タイヤ販売店（事業者）

②相談案件：廃タイヤの処理

③相談内容：

- ・今年3月末までは当社にて交換した廃タイヤは産廃許可不要で運搬が可能であった。4月1日より広域再生指定制度が廃止されて、廃タイヤの運搬には許可が必要となった。タイヤ販売店にてタイヤ交換する場合、廃タイヤの処理責任はユーザーか販売店か。

=回 答=

- ・タイヤ販売店では産廃収集運搬業の許可なく他人の廃棄物（ユーザーの所有の廃タイヤ）を回収、保管、処理は原則として出来ません。
- ・ただし、次の場合にはタイヤ販売店が排出事業者となるため、産廃の許可が無い場合でも引き取り可能です。

- ①タイヤ交換というタイヤ販売店の事業活動に伴い引き取る廃タイヤ。
- ②新タイヤを販売する際に、商習慣として同種のタイヤで使用済みの物を無償で引き取る下取り行為。

質問相談 2

①相談者：排出事業者(大規模物流業)

②相談案件：委託契約書の締結権限者

③相談内容：

全国に営業所がある物流運送会社にて産廃処理の委託契約書を締結する場合に、契約締結者は当該会社社長か、それとも営業所所長でよいか。

=回 答=

産業廃棄物の委託契約の契約締結者は

物流センター営業所長であっても契約締結権限が委任されれば問題とはならない。むしろ現実に日々廃棄物処理に責任を持っている営業所長が産廃委託契約の当事者になる方が適正処理体制を確保できるのではないか。

質問相談 3

①相談者：排出事業者

②相談案件：廃棄物保管場所の表示

③相談内容：

排出事業者の構内にて産廃の分別と保管を行っている。表示看板の掲出は義務付けがあるのか。

排出事業者においても保管基準は適用されるのか。

=回 答=

排出事業者においても保管基準は適用される。内容は①飛散流出防止②地下浸透防止、③ハエ、カ、ねずみなどの害虫発生防止、④悪臭、振動防止、⑤高さ制限とそれに伴う勾配の基準。⑥表示看板は義務付けがある。サイズは、【60cm×60cm】以上のものとされる。

なお排出事業者の保管に関しては保管期間の制限は設けられていない。

質問相談 4

①相談者：排出事業者（区役所）

②相談案件：アスベスト使用耐火金庫

③相談内容：

- ・大型の耐火金庫を処分したい。耐火用にアスベストが使用されている。適正な処理方法は？

=回 答=

金属くずの許可のある中間処理業者に

処理を委託すること。

アスベストのレベル、性状、数量が不明であるため付着物扱いとならざるを得ない。ただし、アスベストの含有の可能性がある旨をWDS（廃棄物情報シート）により通知すること。

質問相談 5

①相談者：ガス設備販売業者

②相談案件：許可の無い下請け業者

の運搬容認（廃掃法第21条の3（3）

③相談内容：

- ・大手不動産管理会社が元請となりガス器具の販売及び取付、交換工事を当社が下請けとして行っている。
- ・改正法の第21条の3第3項の条件に適合する運搬及び保管を行った場合に、保管場所から搬出運搬する際の排出者は元請か、下請けの当社か？

=回 答=

- ・改正法にて新たに法制度化された内容は建設工事に伴う廃棄物の処理責任を元請業者に一元化したことにある。
- ・法第21条の3第3項は、元請業者の処理責任の例外として、下請け業者に元請の使用権限のある保管場所への運搬のみを容認している。
- ・保管場所の廃棄物は元請の処理責任となる物であり、その処理に当たっては元請業者が排出責任者となる。

質問相談 6

①相談者：建設工事会社

②相談案件：排出者の処理状況確認

（改正法第12条の7項）

③相談内容：

- ・処理状況の確認とは何をすることか。
- ・必要な措置とは何をすることか。

=回 答=

処理状況の確認とは、委託先の処理施

設の能力、許可の処理内容などを排出者の立場で確認すること。

排出事業者として適正処理の状況を判断する努力義務であり、必ずしも現地確認までを要求していない。

必要な措置とは処理状況の確認に基づき適正処理の対策を講ずること。

なお、回答に対するご意見、ご質問等は東京産廃協HPの問い合わせWEBにてお寄せいただければ幸甚です。

【<http://www.tosankyo.or.jp/>】

（回答内容の実施にあたっては行政等に内容確認が必要な場合もあります。）

行政書士／賛助会員 北村 亭
(東京産廃協会 元専任相談員)

なお、専任相談員は3月末にて退任させていただきました。

一年余の間、お世話になりました。

平成22年度産廃相談実績（23/1月～3月）

	内訳	件数	構成比%
照会・相談・質問件数	390	100	
I 照会・相談区分内			
①処理先照会	278	71.3	
②相談事項	35	9.0	
③質問事項	32	8.2	
④面接 相談・質問	8	2.0	
⑤WEB 照会 相談・質問	37	9.5	
II 照会・相談者内訳			
①排出事業者	242	62.1	
②処理業者	42	10.7	
③建設業関係	29	7.4	
④行政機関、大学等	17	4.4	
⑤コンサル、弁護士等	1	0.2	
⑥医療機関	35	9.0	
⑦一般都民	21	5.4	
⑧その他	3	0.8	
III 照会・相談内容			
①処理先業者	210	53.8	
②法令照会	40	10.3	
③処理方法	31	7.9	
④契約書・管理票	26	6.7	
⑤リサイクル関連	0	0	
⑥建設廃棄物	27	6.9	
⑦特管物・処理困難物	27	6.9	
⑧その他	29	7.5	



つ・ぶ・や・き

真面目に生きている住民を裏切るな !!

統一地方選挙も終了した。住民参加型の政治を謳う議員の先生の何と多いことか。しかし、それも言いすぎると、それなら、最初から選挙は必要ない。個々の住民が勝手なことを言っていたら政治なんて成り立たない。だから、出来そうな人を選んでいるのではないか。選挙の時、住民参加を条件に当選した先生は、最初から政治が出来ないと宣言しているのと同じだ、ということになる。また、議員先生は関係法令を遵守しなければならない。自治体の事務権限の範囲も知らないで当選している先生もいる。一定の水準がなければ、議員になれない制度も必要だ。教える方が大変かもしれないが。制度改革を訴えている先生もいるが、現行制度を本当に理解しているのか疑問を覚えることもある。

今回はバラマキを大声で訴える候補者が少なかったようだ。半面、議員報酬や自治体職員の給料を下げるという訴えは結構あった。給料下げるだけで世の中良くなるのだろうか。給料は下げなくても良い。一部を強制的に投資させたらどうか。何をやるか。地産地消の食べ物を生産するための施設に投資させよう。住民に働いてもらい給料を払い、住民に買ってもらい、利益を出せば良い。サボれば投資資金はなくなる。儲けて後々、投資を回収してもらう。何をつくるか。廃校の校舎を使い水耕栽培はどうか。トマト、レタス、ニラ…、ニンニクは出来ないか。花をそこら中に植えて蜂蜜を取るのも良い。蜂蜜は災害時の非常食になるかもしれない。

(ブツブツ言っている住民たち)

れない。

高齢者は弱者だから保護しなければとの訴えも目立っていた。人間は動かなければ衰えるだけだ。コミュニティーをこしらえよう。住民が相互に知り合いになれば、犯罪防止につながる。住民全員が相互に知り合いとなる社会を作ろう。給料をBBQに投資させよう。これを元にコミュニティーをつくろう。犯罪発生は抑止も含め膨大な費用が掛かっている。費用の節減は給料の原資にもなろう。

大規模集合住宅の空き室が問題になっている。人口減だから当たり前だ。大規模集合住宅の空き室を縦方向に並べて屋上だけでなく室内にも光を導いて太陽光発電装置を設置しよう。売電で収益が出るようにしよう。人が居ないので空き室に住めと言っても所詮無理があるのは自明だ。いっそのこと、1棟すべてを太陽光、太陽熱発電棟にしよう。配電ロスが最も無駄、その改善策になるかもしれない。

弱者保護に手厚い地域では人口の流出が問題となってきている。これも当たり前だ。税金を納めたら、その対価を求めるのが人情だ。納めた税金がすべて他人のために使われることを容認するほど人はお人よしではない。納めた税金による利点を構築しなければならない。利点を享受することが難しい場合はボランティア制度への参加で利点を得られる制度を構築すれば良い。先生方、頼むから良く考えて欲しい。真面目に生きている多くの住民を裏切ることがないように。

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part57

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	焼却炉内で	灰出し作業中	15分ほど経過したら、頭がボーッとしてきてヒヤリとした。	体調の管理に気を付け、一人作業を禁止する。
2	プラントで	積込み作業終了後に、荷物に散水しようとした時	ホースを持ってハシゴを上がったら、足を滑らせて手が塞がっていた為、転落しそうになった。	荷台の上から散水できるようホースレスにする。
3	自社工場内で	フォークリフトで作業中	パレットに積んである荷物が崩れ、作業員に当たりそうになった。	フォークリフトで作業する時は、確実に荷崩れしないよう事前に確認し、前後左右の安全確認をして作業に従事する。
4	一般道路で	トラックで帰社途中	車線変更禁止の場所で、ウインカーも出さずに急に自車の前へ割り込んできた。	車間距離を多めに取り、ゆとりある運転、かもしれない運転を心掛ける。
5	高速道路で	収集運搬車両を運転中	後部タイヤが破損し、一部がテールランプに当たって壊れた。	タイヤの溝は日常で確認しているが、使用頻度の低い車両だった為、長い間タイヤ交換をしていなかった。長期間使用していない車両は、乗車前にタイヤを交換する。
6	現場で	高架水槽の清掃中	上ろうとしたら、雨が降っていた為に手が滑り、落下しそうになった。	日頃から、手元・足元・安全ベルトを着用しているが、雨天時は特に手元・足元を一歩（一段）毎確認して行動する。
7	自社工場内で	発泡スチロール溶融作業における投入作業中	ベルトコンベアが不調で頻繁に停止してしまう為、様子を見ようとベルトの裏側に指を入れたところ、急に動きだしベルトとローラーの間に手袋の指先部分が挟まれた。	この時は直ぐに抜けたので大事に至らなかったが、同様の処置を行う場合には、完全に電源をOFFにしてから行う。
8	一般道路で	雨の中トラックで走行中	とても強く降っていたので視界が悪く、サイドミラーを見たら油膜が付いていて、よく見えなかった。	雨が降るかどうかは関係なく、洗車時には油膜取りを行い、ガラコ等を塗る。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

委員会報告



医療廃棄物委員会（五十嵐委員長）

平成23年4月20日(水)15時より、7名の委員により開催された。

平成23年度の行動計画を検討し、委員会を6回、研修会を3回、施設見学会を行った計画とした。

次に平成22年度医療廃棄物処理従事者研修会のアンケート結果をふまえ、今後の研修会に向けて話し合われた。講師とのすりあわせをもっときちんとする、他社の教育研修の事例を参考にする、排出者と業者の討論会をしてみたい、受講者のニーズの把握が必要、パネリスト形式にしてはどうか、等の意見が出された。

続いて釜石市で被災されたムゲンシステム(株)伊藤委員から震災当日の話を聞き、古川専務理事より東日本大震災の災害廃棄物の処理の動向について説明があった。

次回の委員会は5月10日(火)15時から開催。

青年部（濱松部長）

平成23年4月22日(金)13時より、12名の幹事により幹事会が開催された。

まず、翌日から開催されるアースデイ当日の説明及び流れが確認された後、サイトそれぞれの責任者を決めた。

次に、23年度の年間行事計画（関プロ・全産廃連を含む）について確認され、7月までの日程は以下の通りとなった。

	東京青年部	関プロ・全産廃連
5月	19日：幹事会 21日：ボランティア活動	
6月	3日：幹事会 第18回定時総会及び勉強会・懇親会	24日：関プロ総会・交流会・懇親会
7月	(日程未定)：幹事会 若手社員との研修会及び懇親会	22日：全産廃連青年部協議会幹事会 全産廃連青年部協議会第12回通常総会

研修会・勉強会については昨年同様年4回開催することとし、詳細内容については来月開催予定の法令委員会（名称変更予定）で決定することとなった。また、各委員会の編成についても委員長を中心に協議された。

最後に先日開催された関プロ幹事会について有吉副部長より報告され会議は終了した。次回幹事会は5月19日(木)15時より開催される（開催場所は第一内神田ビル2階会議室）。

会員情報

（代表者・名称・住所等変更のお知らせ）

- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿（平成22年8月31日発行）への掲載頁

鹿島建設(株) 東京土木支店

(No.63) 【旧代表者名】茅野 正恭



【新代表者名】瀬口 智勝

216ページ

松村ダスト(株)

(No.7053) 【旧代表者名】松村 忠



【新代表者名】松村 忠夫

114・115ページ

エコシステムジャパン(株)

(No.4138) 【旧代表者名】佐伯 裕治



【新代表者名】永野 立男

97・181ページ

都市測量工業(株)

(No.4126) 【新会社名】株式会社TOSHI

【旧代表者名】及川 信



【新代表者名】三島 良二

79ページ

コマツ建機販売(株) 東京カンパニー

(No.14) 【旧代表者名】徳永 武則



【新代表者名】三浦 和明

215ページ

(株)日立ビルシステム

(No.138) 【旧代表者名】監査室主幹 目黒 都志雄



【新代表者名】ISO推進センター部長代理 高橋 円

217ページ

【旧電話番号】03-3219-9266



【新電話番号】03-3295-1211



*FAX番号は削除

◎新入会員紹介◎

(株)ISHIDA

代表取締役 石田 洋平

産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く）

[燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）]

〒334-0012 埼玉県鳩ヶ谷市八幡木3-16-7

☎048(284)3864

～協会の主な今後の日程～

(平成23年5月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
5	10	火	医療廃棄物委員会 15:00~	協会会議室
	11	水	常任理事会 13:30~/ 第287回理事会 14:30~	協会会議室
	13	金	女性部 幹事会 15:00~	協会会議室
	17	火	青年部 10:00~11:30 安全衛生推進委員会 15:00~	協会会議室
	18	水	広報委員会 10:00~	協会会議室
	19	木	女性部 幹事会13:30~/総会14:30~/勉強会15:30~ 青年部 幹事会 15:00~	協会会議室 第一内神田ビル2階
	24	火	全産廃連：第1回理事会13:30~	全産廃連会議室
	25	水	第55回定期総会 16:30~/懇親会 18:00~	青山ダイヤモンドホール
	3	金	青年部 幹事会13:30~/総会15:00~/勉強会15:40~/懇親会17:30~	協会会議室
	9	木	収集運搬委員会 15:00~	協会会議室
6	16	木	女性部 幹事会/勉強会	協会会議室
	17	金	全産廃連：第1回通常総会13:00~/表彰式・講演会15:00~/懇親会18:00~	明治記念館
	24	金	多摩支部 全体会 14:30~	アミューチカワ
	28	火	常任理事会 15:00~	協会会議室
	29	水	都共催：平成23年度第1回産業廃棄物処理業者講習会 13:30~	都民ホール



梅澤 隆

顧問 公認会計士

税務相談

東北地方太平洋沖地震に関する税務

問 「義援金に関する税務上の取り扱い」を教えてください

答 国税庁が平成23年3月に東北地方太平洋沖地震に関する税務上の取り扱いを公表しております。
(個人が義援金を寄付した場合)

その義援金が「特定寄付金」に該当する場合は寄付金控除の対象になります。
税務上の限度計算

特定寄付金の額の合計額 - 2千円 = 寄付金控除額

特定寄付金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度です。

特定寄付金とは

例えば、次に掲げる義援金が該当します。

① 国又は地方公共団体に対して直接寄付した義援金等

② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座に直接寄付した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄付した義援金で最終的に国又は

地方公共団体に拠出されるもの

③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄付した義援金等

④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」として直接寄付した義援金等

⑤ ①～④以外の義援金のうち、寄付した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの

(法人が義援金等を寄付した場合)

法人が義援金等を寄付した場合、その義援金が「国又は地方公共団体に対する寄付金」(国等に対する寄付金)、「指定寄付金」に該当するものであれば、支出額全額が損金の額に算入されます。

「国等に対する寄付金」には個人の場合の上記で記載した①～⑤までのものと同様です。

(手続き)

個人の場合は確定申告で寄付金控除を受ける手続きが必要です

所得税…確定申告書に寄付金控除に関する事項を記載するとともに、義援金を寄付したことを確認できる書類（例えば国や地方公共団体の採納証明書、領収書、募集団体が発行する預り証等）を添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

法人の場合は確定申告書の別表14(2)「寄付金の損金算入に関する明細書」の「指定寄付金等に関する明細」に寄付した義援金の事項を記載し、寄付したことが確認できる書類を保存する必要があります。

日本赤十字社や中央共同募金会の「東北関東大震災義援金」へ寄付を郵便振替で行った場合には、郵便窓口で受け取る半券（受領証）で寄付したことを見せる書類となります。

(募金団体を通じた義援金)

募金団体が個人、法人から義援金を集め、これを取りまとめて一括して日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座に支払う場合、募金団体に寄付した個人、法人の取り扱いを考える必要があります。

募金団体が預かる義援金が最終的に国、地方公共団体に拠出されるものであれば個人であれば「特定寄付金」、法人であれば「国等に対する寄付金」として取り扱われます。

税務署においては募金団体の義援金が最終的に国等に拠出されるものであるかの確認を行っております。

ただ、この確認手続きは緩和されて

おります。

その義援金が最終的に国、地方公共団体に拠出されることが新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかにされていて、税務署が確認できれば国等に対する寄付金として取り扱われます。

(中央共同募金会に対して義援金の取り扱い)

中央共同募金会では「各県の被災者の生活再建のための義援金」と「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」の2つの口座が設置しております。

個人の場合いずれの口座に支払った義援金も「特定寄付金」に該当し寄付金控除の対象になります。

法人の場合「各県の被災者の生活再建のための義援金」は「国等に対する寄付金」に該当します。「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」は「指定寄付金」に該当します。どちらも全額が損金に算入されます。

(被災地域の救援活動を行っているNPO法人に対する義援金)

NPO法人が国税庁から認定をうけた「認定NPO法人」であり、支払った義援金が特定非営利活動に係わる事業に関連するものであるときは、義援金は「認定NPO法人に対する寄付金」に該当することになります。

個人の場合それは「特定寄付金」に該当し、寄付金控除の対象となります。

法人の場合それは「特定公益増進法

人に対する寄付金」に該当し損金算入限度額を計算してその範囲内で損金に算入されます。

無条件に全額が損金に算入されるわけではありません。

認定NPO法人でない場合は分類して考えなければなりません。

その法人が公益社団法人・公益財団法人である場合は、税務の取り扱いは上記と同様に取り扱われます。

公益社団法人等で無い場合は、個人の場合寄付金控除の対象とはなりません。

法人の場合は一般寄付金として取り

扱われ、損金算入限度額の範囲で損金が認められます。

(法人が自社の製品を被災地に送った場合)

法人が、不特定又は多数の被災者を救援する為に、自社の製品を提供した場合の費用の取り扱いは寄付金又は交際費には該当せず、広告宣伝費に準ずるものとして損金の額に算入されます。インスタントラーメンのメーカーが自社の製品を被災地に送ったことが報道されておりますが、この場合が該当するケースとなります。

表紙の言葉

表紙の写真は株磯貝べっ甲専門店の工房で、べっ甲細工に打ち込む同社の専務取締役 磯貝 英之 氏。同社創業は昭和14年に墨田区横網の両国国技館そばで「江戸べっ甲製品」の製造販売会社として発足、祖父・庫太 氏、父・一 氏との三代に亘りこの伝統技術を継承してきている。「江戸べっ甲」は東京都から指定を受けた伝統工芸品で、奈良時代から作られている大変貴重なもの。タイマイ（玳瑁）と呼ばれる海亀の甲羅から型を切り・加工し、くし・帯留など、伝統的な製品のほかイヤリング・ペンダント・ネックレス・ブローチなどの上に蒔絵を施した新手法による洋装向けの製品も製作している。

磯貝べっ甲専門店には店舗・工房のほか資料館も併設、常に1,000点にのぼる製品が展示されている。

◇東京都墨田区横網2-5-5 ☎: 03-3625-5875 Fax: 03-3622-1537
<http://isogai-bekko.com/>



お江戸ふらふら歩く記

ニお江戸の名所旧跡ニ

大森界隈を歩く③=海苔物語

前号でお知らせしたように、大森即ち大田区の発展と「海苔」は切っても切れない関係にあるので、本号では大森の海苔の歴史について取り上げてみた。最近、大森の海苔を取り上げた文献では平成22年末に発行された、元大森海苔漁養殖業者による編集委員会が編集したA4版上製本166ページの「海苔のこと 大森のこと」があり、その序説に海苔漁の歴史について次のとおり記されている。



東海道品川宿 名物海苔取之図 歌川貞虎

「海苔漁の歴史を語るとなると、遠く太古の時代まで遡られねばならないであろうが、食用として供された時代は江戸初期であろう」と記している。また、平安時代の神事の際に海苔が用いられた記録として「万葉集」や「正倉院文書」の中で数多く出てくる藻類の中に海苔があり、各地に残る風土記には海苔に関する記述が多く、海苔には中世以降、貢納価値としてかなり高いものであったことが

分かる、としている。

さらに、明治から昭和初期に出版された各種資料によると、大森で海苔が採れだしたのは元禄から宝永（1688～1710）であろうと昭和45年に発刊された「海苔の歴史」には見解がまとめられている。同書によれば、大森海苔の始まりは、貞享4年（1687）に5代将軍綱吉の発した「生類憐れみの令」により浅草近辺16丁四方の漁業が禁止され、浅草漁師はこの禁止令が出たことにより、やむなく大森に移つたものと考えられることから、大森海苔の発祥をこの年と考えることが史実に合うものとしている。

そして「大森海苔」が何故「浅草海苔」と呼ばれていたかには諸説はあるが、大森で生産された海苔が浅草に運ばれ、浅草で製品となって売られていたことによるとの説が最有力である。即ち全国的に名を馳せていた「浅草海苔」は、大森産の海苔が主で、全国に通ずるブランド名であり、古くは「御前（御膳）海苔」として、明治以降は「献上海苔」の地位を保ち、「浅草海苔」が最高品質の海苔として扱われている証明でもあり、そのよき時代は元禄・宝永年間から埋立の進展による昭和37年（1962）の海苔業終焉までは300年間続いたわけである。

以上が海苔の歴史であるが、さらに詳

浜が使用されているが、この付近はいずれも遊泳は禁止されている。



大森の海苔ふるさと館

しくその歴史と生産状況を知るには‘平和の森公園’西端にある「大森の海苔ふるさと館」を訪ねると良い。ここはJR大森駅から平和島循環バスにて平和島5丁目下車、徒歩3分のところにある。大田区の保存する海苔資料は、大森海苔漁業資材保存会の収集品に、区立郷土博物館の収集を加え、1,000点以上のコレクションとなっている。そのうち881点が「大森および周辺地域の海苔生産用具」の名称で国の重要有形民族文化財に指定され、海苔の歴史を伝える貴重な文化遺産となっている。

このふるさと館がユニークなのは、これら文化財を展示するに留まらず、海苔作りを支えてきた伝統の手わざを体験する施設とされており、海苔養殖に関係した11月から次の年の4月までの各月の海苔付け体験、5・6月の海苔網で袋作り、9・10月の葦で編んだ海苔簾作りなどのほか、これらを総合した1日丸ごと海苔作り体験や浜辺の生き物探索等の体験学習が、予約受付で行なわれている。

ふるさと館前面は、大森ふるさとの浜辺公園が展開されており、ゴルフ場のほか一部には浜辺エリアとして白砂の浜も展開しており、体験学習の一部はこの白



大森ふるさとの浜辺公園を望む

このように大森の海苔作りは太平洋沿岸に伝播し、いくつかの海苔生産地が生み出されていったのは江戸時代の後期であった。それらの産地へは大森から直接、或いは間接に伝播しているが、それに係わったのは、大森の生産者と信州諏訪の海苔商人であったという。諏訪の海苔商人は、冬期出稼ぎとして江戸へ出、大森から海苔を仕入れ、江戸市中から各街道筋を行商し、その諏訪商人が東海道筋を往来するうちに海苔生産に適した波静かな入江を見出し、新たな海苔生産地を起こすことを意図し、大森から生産技術のあるものを伴った例や、廻船業者のうち江戸で見聞きしたものが海苔生産に乗り出した例もある。これらが、浜名湖、三河湾、和歌浦、気仙沼湾、上総浦、清水湾、広島湾などに広がっていった。このように生産地は広がっていったが、大森にはなお61店の海苔問屋があり、大森本場乾海苔問屋協同組合が結成され、各地に買い付けに行ったりして、300年の歴史を誇る問屋さんを始め、依然として海苔業界ではその力を誇っているようである。（明）

事務局だより 新緑がひ
眩しい季節がやってきました。会員の皆様如何お
過ごしでしょうか。

周りの自然是、1年中で最もすがすがしい季節に
移り変わってゆくのに、それを迎える私達の心は、あの時以降（3・11）傷つき沈んだままである。

被災地の復興や原発の終焉さえ、目途の立たないもどかしさの中で、時だけが止まることなく過ぎてゆく。それと同時に、自然の営みも何事もなかつたかのように樹木は芽吹き、春爛漫の世界へと移り変わってゆく…。

長く連なった祝日と休日、昭和の日、憲法記念日、みどりの日、子供の日、そして母の日と続き、内祝いとともに四季の花が最も楽しめる時である。

そんな「母の日」に、明るくうれしい便りが飛び込んできた。

全国的にも、有数のカーネーションの産地と言
われている宮城県名取市であるが、今回の大震災

の津波によって栽培ハウスも壊滅的な被害を被った。その散々たる被害状況をみた生産者は、カーネーションの出荷を諦めた。

しかし、多量に覆い被された泥の下から、色鮮やかなカーネーションの花が幾つも顔を覗かせたという。この信じられない光景を目の当たりにした生産者は、我が目を疑うと同時に驚きと感動によって、涙したのではないだろうか。

そしてこの時、この先どのような困難や手間暇が掛かろうとも、この可憐なカーネーションが生存する限り、生産と出荷を諦めることは無いだろうし、これから的人生をしっかりと生き抜く決意をしたに違いない、と私は勝手に思った。

久しぶりにすがすがしく感動した話題であった。そういえば、カーネーションの「花言葉」には「感動」という意味もあったように思う。

今回の出来事によって自然界から、何ものをも無にする恐ろしさと、どのような状況下におかれても諦めない生きぬくことの尊さを学ばせて頂いたように感じる。逆に自然界も、人間から同じことを学んでいるのかも知れない？（木村）



編集後記

緑が一段と美しい季節となりました。被災地域は復興に向けて動き出しています。東北各県からも新緑の季節の便りが届いています。季節は着実に歩みを進めています。毎年この時期に同じことを申し上げていますが、日本の自然を五感で感じて頂き、それらの事象を愛でて頂ければ幸いです。

新年度がはじまってから既に約2ヶ月が経過しています。丁度、この号が皆様のお手元に届く頃、協会の第55回総会が開催されている筈です。ここまでいくつかの催しや委員会活動が中止または延期されていますが、現在はほぼ計画通り行事等は消化されています。

法改正に伴う改正政省令が施行されています。これまでのところ、大きな問題点の発生はないようですが、今後、時間の経過とともに何らかの事象が発生してくるかもしれません。広報委員会では

当該情報の把握に努め、迅速にそれらの事象を皆様へお伝えしていきます。

報道機関から発せられる情報は当然ですが東日本大震災に関するものが中心となっています。情勢が日々刻々変化しているので紙面または時間が震災に関連するものでそのほとんどが占められるのは当然です。こうした場合、英字新聞を読まれるとより広範囲の情報を入手することが出来るかもしれません。同じ震災関係の情報でも海外メディアが伝えるものには微妙な違いがあります。試してみて頂ければと想います。

まもなく平成23年度の第1四半期が終了します。これも折々ここで書かせて頂いていますが、当初立案された計画との差異を確認し修正して頂くことが企業運営の基本かと想います。どうか、皆様には所定の成果を達成して頂けるよう祈念しております。

（乙顔）

とうきょうさんぱい 2011 第249号

発行人 高橋俊美
企画・編集
発行所 東京産業廃棄物協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
柿沼ビル7F

TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>
E-mail; info@tosankyo.or.jp

印 刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

社団法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>

よみがえれ廃木材!!

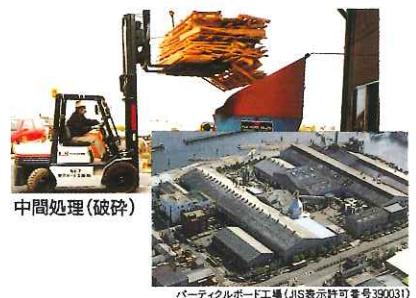
木々に永遠の生命をあたえたい…それが東京ボード工業の使命です。

幅広い用途



パーティクルボード生産

再生(製品化)



中間処理(破碎)

パーティクルボード工場 (JIS表示許可番号39031)

製造・加工



身近な使用例

廃
棄



木質廃棄物

受入れ・中間
処理(破碎)

私たちは究極のリサイクリング(資源循環の輪)を目指します。ご期待下さい。

パーティクルボードとは…
木材を一度小片(チップ)にし、これを接着剤で再結合させた木製品です。汎用性が高く、遮音・断熱性に富み、特に寸法安定性や価格の安定などに多くの優れた特徴を有しています。建築、建材、家具、木工分野など応用範囲も広く、私たちの生活中の身近なところで数多く利用されています。

パーティクルボードでは…
廃棄パレット・梱包材・型枠合板などの木質廃棄物を受入れ、焼却・埋め立てで処分をせず、当社独自の最新技術で再加工することにより、リサイクルを推進し新しい命を吹き込む。まさにリニューアルボードと言えるパーティクルボードを生産しています。

目標は究極のリサイクリング(資源循環の輪)なのです。

パーティクルボードとは…
木材を一度小片(チップ)にし、これを接着剤で再結合させた木製品です。汎用性が高く、遮音・断熱性に富み、特に寸法安定性や価格の安定などに多くの優れた特徴を有しています。建築、建材、家具、木工分野など応用範囲も広く、私たちの生活中の身近なところで数多く利用されています。

TB 東京ボード工業株式会社

お問い合わせ先 新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2丁目12番5号
TEL.03(3522)1524(代) FAX.03(3522)1525
<http://www.t-b-i.co.jp>

Recycle and Ecology

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚1000

TEL.0489(96)0311 FAX.0489(96)5843

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1

TEL.03(3522)4138 FAX.03(3522)4137

当社のパーティクルボード「エヴァボード®」は第三者認証システムである「EPD」商品の認証を受けます。

<http://www.epd-eco.com>

